

# 官民の都市再生歩行者経路協定によるにぎわい創出（福岡市博多区）

## (1) 目的・事業概要

「はかた駅前地下通路」は、博多駅前の地上交通の混雑緩和と、地下歩行者ネットワークの形成をはかるために、地下街、地下鉄、ビル地下等をつなぐ地下通路として整備された。

地上部の歩道幅員が狭小で、出入口を歩道上に設けることができなかったため、JR九州が管理する地下街のほか、隣接する西日本シティ銀行および福岡センタービルの敷地内に出入り口を確保した。

整備費用の負担、敷地の無償貸与、日常管理の分担など、官民が連携しながら都市再生に資する歩行者の経路確保を実現した。

## (ポイント、効果)

整備や日常管理に関する基本的な方針、官民の役割分担について、都市再生特別措置法第45条の2の規定による「歩行者経路協定」を締結。

協定締結者：福岡市、九州旅客鉄道(株)、(株)西日本シティ銀行、(株)TAKプロパティ(福岡センタービル)

協定締結日：平成23年9月30日

延長：約60m

幅員：6m

日常管理に関する事項：

供用時間 5:15~0:25

通路の開閉者

保守工事、修繕等

閉鎖・撤去等に関する事項

協定の承継効により通路出入り口を確保している（承継効とは、売買等で土地所有者が変わっても、従後の土地所有者等に対して協定の内容が及ぶ効力（民法の特例）のこと）

出典：国土交通省HP(官民連携のまちづくり)より

